



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1039	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
1040	〃	(〃).....	1
1041	〃	(〃).....	2
1042	〃	(〃).....	2
1043	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
1044	廃川敷地の発生	(河川課).....	3
1045	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3

○ 収用委員会告示

2	土地収用法による裁決手続開始の決定	4
---	-------------------	-------	---

○ 公告

	入札公告	(医務課).....	7
	争議行為を行う旨の通知	(労働政策課).....	9
	〃	(〃).....	10

告 示

和歌山県告示第1039号

和歌山県紀の川市貴志川町長山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 調査を行った時期
平成20年4月14日から平成22年3月23日まで
- 成果の名称
和歌山県紀の川市貴志川町長山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県紀の川市貴志川町長山の一部地区
- 認証年月日
平成22年10月28日

和歌山県告示第1040号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月18日から平成22年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年10月28日

和歌山県告示第1041号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月18日から平成22年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年10月28日

和歌山県告示第1042号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月18日から平成22年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年10月28日

和歌山県告示第1043号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
6003	6009		平成22.10.7	田辺市鮎川597番地の101	西牟婁森林組合 代表理事 近藤新治	木材 製材	田辺市鮎川字宇立661番1
	7005		平成22.10.12	新宮市新宮618	青木商店 青木優朋	製材	新宮市新宮618番地

和歌山県告示第1044号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 二級河川産湯川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成22年11月9日
- 3 廃川敷地の位置 日高郡日高町大字産湯字平田5番2地先、同町大字小坂字加祢はみ10番1地先、字鍋倉39番4地先、字鍋倉37番4地先、字鍋倉40番地先、字西山本78番8地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 1,859.19㎡

和歌山県告示第1045号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

下高野地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱7号と標柱8号を結ぶ線は一般県道滝切目停車場線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	みなべ町	高野	下高野	103番	
2号	〃	〃	〃	〃	94番	
3号	〃	〃	〃	井ノ谷口	15番1	
4号	〃	〃	滝	才之上	1034番1	
5号	〃	〃	〃	〃	1034番1	
6号	〃	〃	〃	〃	1034番1	
7号	〃	〃	〃	〃	1044番	
8号	〃	〃	高野	井ノ谷口	32番1	
9号	〃	〃	〃	下高野	72番2	

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成22年10月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成22年11月9日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目		地積 (㎡)		取用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実 測							
和歌山県 和歌山市 六十谷字 西出垣内	1024番1	田	宅地	588	714.68	95.58	—	山路卓月 (持分 4/28)	和歌山県 和歌山市 六十谷42 7番地	—	—	—
								松原勝 (持分 4/28)	和歌山県 和歌山市 六十谷42 7番地	—	—	—
								松原順次郎 (持分 4/28)	和歌山県 和歌山市 六十谷78 8番地の3	登記名義人 (亡)前田昇 上記法定 相続人 前田節子 (持分 3/63) 前田哲生 (持分 1/63) 前田慎二郎 (持分 1/63)	和歌山県 和歌山市 六十谷18 0番地の2 7 大阪府大 阪市東住 吉区照ヶ 丘 矢 田 1 丁目22番 25-701号 大阪府大 阪市東住 吉区照ヶ 丘 矢 田 1 丁目22番 25-701号	仮登記権 受付年月日 昭和53年7 月3日 受付番号 第26642号

		前田江里佳 (持分 1/63)	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目589番地2 原田マンション105	
		松原勝 (持分 2/21)	和歌山県和歌山市六十谷427番地	仮登記権 受付年月日 昭和55年6月13日 受付番号 第22319号
		松原勝 (持分 3/21)	和歌山県和歌山市六十谷427番地	仮登記権 受付年月日 昭和57年9月16日 受付番号 第32799号
	松原日出男 (持分 4/28)	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2丁目5番24号 メゾンアペノ102号	岩淵昭夫 (持分 3/21)	和歌山県和歌山市鳴神430番地 仮登記権 受付年月日 昭和55年12月16日 受付番号 第46401号
		登記名義人 (亡)揚出孝 上記法定 相続人 面中進 (持分 24/840)	和歌山県和歌山市六十谷1020番地の1	仮登記権 受付年月日 昭和61年10月1日 受付番号 第33875号
		木下文子 (持分 24/840)	和歌山県和歌山市寺内256番地	
		佛三也子 (持分 24/840)	和歌山県和歌山市藤田104番地	
		面中勇夫 (持分 12/840)	和歌山県和歌山市六十谷509番地	

		三上哲生 (持分 8/840)	兵庫県尼崎市東園田町2丁目43番地の4	
		三上倫史 (持分 8/840)	三重県名張市すずらん台西3番町52番地	
		丸田千恵子 (持分 8/840)	千葉県千葉市中央区浜野町508番地の8	
		面中壽美 (持分 6/840)	和歌山県和歌山市六十谷226番地の9	
		西中加奈 (持分 3/840)	和歌山県岩出市山田61番地の9	
		面中敬治 (持分 3/840)	奈良県葛城市疋田141番地	
		株式会社紀陽銀行	和歌山県和歌山市本町一丁目35番地	根抵当権 受付年月日 昭和56年1月6日 受付番号 第106号
	松原貞代 (持分 3/28)	奈良県奈良市富雄北二丁目8番26号 樋本荘 203号	松原勝 (持分 1/28)	和歌山県和歌山市六十谷427番地 仮登記権 受付年月日 平成7年10月16日 受付番号 第34473号
	松原和也 (持分 1/28)	大阪府東大阪市玉串町西1丁目2番3号	—	—
	登記名義人 (亡)松原文雄 上記法定 相続人 松原貞子 (持分 2/28)		—	—
		和歌山県和歌山市		

																六十谷37 6番地の2				
																原田慈美 (持分 1/28)	和歌山県 和歌山市 園部1363 番地の8			
																松原司 (持分 1/28)	和歌山県 和歌山市 六十谷37 6番地の2			
																松山良武 (持分 4/28)	和歌山県 有田郡有 田川町大 字下津野 263番地1	—	—	—

公 告

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成22年度

(2) 調達物品の名称及び数量

MRI装置 1式

(3) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成23年3月31日（木）

(5) 納入場所

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟 1階 MRI室（仮称）（有田郡有田川町庄31）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「医療用機械器具」に搭載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31

和歌山県立こころの医療センター事務局

(2) 期間

平成22年11月9日（火）から同年12月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31

和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟 2階 A会議室

イ 入札日時

平成22年12月21日（火）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年12月20日（月）午後5時までに和歌山県立こころの医療センター事務局に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札を行う者は、見積金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の15及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方公営企業法施行令第21条の15及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局

イ 所在地

有田郡有田川町庄31

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書の要否

要

- (4) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Magnetic resonance imaging machine
1 Unit
- (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 21 December 2010
- (3) Contact point for the notice : Administration Division, Wakayama Prefectural Mental Health Care Center, 31 sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, Japan 643-0811
TEL 0737-52-3221

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成22年10月29日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成22年11月12日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成22年11月1日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成22年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成22年11月12日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県赤十字血液センター、田辺血液センター、和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所、生協病院在宅総合ケアセンター、訪問看護ステーション生協みなみ及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。